

乳幼児医療費助成事業の対象年齢拡大実施について  
(保険医療機関等での処理方法)

●これまでの乳幼児医療費の助成事業(入院6歳未満・通院3歳未満)が平成18年10月1日より助成対象年齢が拡大され入院・通院が7歳未満となり、年齢拡大分について1レセプト600円の自己負担が必要となります。

徳島県国民健康保険団体連合会

	現行処理方法	改正後処理方法
国保分	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全市町村3歳未満入院・通院をレセプト併用(公費負担番号45)で請求</li> <li>●請求書に「45」として件数・日数・点数を集計</li> <li>●市町村単独分として3歳以上分医療費請求書(藤色)で請求</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全市町村7歳未満入院・通院をレセプト併用(公費負担番号45)で請求「佐那河内村・那賀町は3歳未満まで」</li> <li>●市町村単独分として7歳以上入院・通院をレセプト併用(公費負担番号47)で請求「阿南市・阿波市・神山町」</li> <li>●受給者証を確認し公費負担番号・受給者番号をレセプトへ記入し公費扱いとして請求</li> <li>●受給者証で一部負担金600円の有無を確認しレセプトの公費一部負担金欄へ600円を明記し請求(一部負担金600円を市町村が負担するところ「阿南市・阿波市・勝浦町・上勝町・神山町」を除く)</li> <li>●請求書に「45」「47」として件数・日数・点数・一部負担金を集計</li> </ul>
被用者分	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全市町村3歳未満入院・通院を医療費請求書(アイボリー色)で請求</li> <li>●市町村単独分として3歳以上分医療費請求書(ピンク色)で請求</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全市町村医療費請求書で取扱う 3歳未満(アイボリー色)・3歳以上7歳未満「佐那河内村・那賀町を除く」(ピンク色)・7歳以上「阿南市・阿波市・神山町」(藤色)で請求</li> <li>●一部負担金(患者負担金)600円を明記し請求(患者負担金を市町村で負担するところ「阿南市・阿波市・勝浦町・上勝町・神山町」を除く)</li> <li>●3歳未満(アイボリー色)・3歳以上7歳未満(ピンク色)・7歳以上(藤色)別に乳幼児医療費請求総括表を添付し請求</li> </ul>

●この件についてのお問い合わせは、国保連合会審査課第2係(TEL 088-666-0115)までお願いします。